

朝日村高齢者福祉入浴券交付事業について

朝日村では、高齢者の健康増進と社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、65歳以上の方を対象に、公衆浴場を村内で営む「間登男之湯（まとおのゆ）」を1回300円で利用できる高齢者福祉入浴券を年12枚交付します。

※令和7年度は昭和35年4月1日以前に生まれた方が対象です

1 対象者は、

高齢者福祉入浴券の交付を受けることのできる方は、交付を受ける年度の4月1日（以下「基準日」という。）において村内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する方です。

- (1) 基準日において65歳以上である者
- (2) 住民税等の滞納がない者
- (3) 入浴の際に施設の決まりを遵守できる者



2 高齢者福祉入浴券の交付を受けるには、

入浴券の交付を受けようとする方は、朝日村高齢者福祉入浴券交付申請書を役場住民福祉課へ提出してください。

3 高齢者福祉入浴券を利用する際の注意事項は、

- (1) 入浴券は本人に限りご利用になれます
- (2) 入浴券の他人への譲渡は固く禁じます
- (3) 入浴券は換金することはできません。お釣りも受け取れません
- (4) 入浴券は間登男之湯のみで使用できます
- (5) 氏名、朝日村村長印のないものは無効となります
- (6) 入浴券の交付により、施設利用が保障されるものではありません。施設の決まりに従い入浴しましょう。



4 間登男之湯について、

- (1) 入浴時間は、午後2時より午後8時まで。 (2) 休館日は、月・火曜日。
- (3) 住所は、朝日村大字古見488。 (4) 電話番号は、☎99-2412。
- (5) 福祉入浴券を利用しない場合の大人入浴料700円

※上記は、間登男之湯の令和7年4月1日現在の営業状況です。
状況により、臨時休業等も想定されますので、入浴時間・休館日等についてご心配ある場合は、直接、「間登男之湯」までお問い合わせください。